

和水町立菊水小学校「いじめ防止基本方針」

1 目的

いじめの未然防止やいじめを受けた児童への相談・支援、いじめを行った児童への指導など、いじめの解消、防止に係る対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

2 いじめの定義

児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

※物理的影響：身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをむりやりさせられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方

- いじめは、どの学校においても、どの子供にも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図る。
- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への啓発を図る。
- 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、全教職員が共通理解を図り、いじめのない学校づくりに取り組む。
- 学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携を積極的に行っていく。

4 具体的取組

(1) いじめの防止

ア 望ましい人間関係を築くために、児童が主体となって行う活動の設定

- 各種行事を通じた異学年の交流の実施
- 様々な人々のふれあいや豊かな体験活動の場の設定と読書活動の充実
- 児童会活動など、子供が主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実

イ 教職員が主体となって行う活動

(ア) 児童の規範意識を高め、自己有用感を育む授業づくり

- ・ 一人一人の実態に応じたユニバーサルの視点に基づいた授業の展開及び校内研修の実施
- ・ 学校の教育活動全体を通しての人権教育・道徳教育の充実
- ・ 情報モラル教育等の充実
- ・ 保護者に家庭教育を支援（家庭教育の重要性の啓発や「くまもと『親の学び』プログラム」による家庭教育について学ぶ機会の提供、相談窓口の設置等）

(イ) 児童が安心・安全に過ごせる学校・学級づくり

- ・ 児童に寄り添った相談体制づくりと教育相談の設定
- ・ 児童に言葉の大切さを気付かせる指導の充実

(ウ) いじめの問題についての共通理解

- ・ 校内研修や会議（いじめ防止対策推進委員会、学年部会）等を通じた基本方針の周知
- ・ 定期的な「児童を語る会」での情報交換の実施
- ・ 年間を通じて、児童がいじめ問題について学ぶ時間の設定
- ・ 「心のきずなを深める月間」や校内人権集会等での講話

(エ) 教職員としての基本的資質、専門性の向上

- ・ 人権感覚を高め、磨く校内研修の実施
- ・ 児童一人一人の個性やよさをしっかりと見つめる児童理解
- ・ 言語環境の整備
- ・ 体罰禁止の徹底

(2) いじめの早期発見

ア 日常的な情報収集

イ 定期的なアンケート（心のアンケート）調査や教育相談等を活用したいじめの実態の把握

ウ 保護者との連携（保護者との信頼関係の構築及び「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」等の配付及び相談窓口の周知）

(3) いじめへの対処

- ・ いじめに関する情報を学校全体で共有
- ・ いじめがあることを認知した場合：いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全の確保及び速やかな事実の確認、いじめの解消及び経過観察、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援の実施及びいじめを行った児童や保護者に対しての継続的な指導助言
- ・ いじめを受けた児童が安心して学校生活を送るために：保護者と連携を図り一定期間、家庭学習や別室で学習させる等の措置を検討
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案の場合：和水町教育委員会への連絡・相談及び事案に応じ、警察等関係機関と連携して対応
- ・ 再発防止のために、日常的に注意深く観察を継続、P D C Aサイクルの視点から取組を検証
- (4) 家庭や地域との連携
 - ・ いじめ問題について協議する機会（学校評議委員会等の活用）の設定
 - ・ 学校日より等を活用したいじめ防止に係る情報公開及び啓発
 - ・ 授業参観（人権学習）やP T A研修時を活用した学びの提供
 - ・ 学級懇談会における情報提供及び情報交換
 - ・ 学校、保護者、地域の関係団体等と活動を共にする場の設定（運動会等）
- (5) 関係機関との連携
 - ・ 和水町教育委員会や玉名教育事務所、警察及びスクールカウンセラー等との連携

5 その他重大事態への対応

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、以下の措置を講じる。

- (1) 重大事態が発生した場合：和水町教育委員会へ速やかに報告
- (2) 重大事態に対処し、及び同種事態の発生防止に資するために速やかに適切な方法により、調査組織を設置し事実関係を明確にするための調査を実施
- (3) 調査を行った時：当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し必要な情報を適切に提供

6 いじめ防止（不登校）対策推進委員会の設置

- (1) 校内委員会

いじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）として校内でいじめ防止（不登校）対策推進委員会を設置

 - ・ 校長、教頭、教務、人権教育主任、生徒指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、その他校長が必要と認める者をもって構成し、いじめの未然防止、及びいじめに対する措置に関する計画及び業務を必要に応じて遂行
 - ・ 隔月1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催
 - ・ 情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う担当者（以下「情報集約担当者」という）を校内委員会に1名以上設置
- (2) 重大事案発生時

重大事案発生時は、校内のいじめ防止対策推進委員会に加え、S S W、S C、学校評議員、その他校長が必要と認める者をもって緊急委員会を開催する。
- (3) 情報の提供

委員会で収集した情報は、年2回、学校評議員、P T A総会等に報告するものとする。

参考

- ・ いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）
 - 第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。
 - 第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。
- ・ 熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）（令和2年11月24日）
- ・ 和水町いじめ防止基本方針（改訂版）（令和3年1月13日）